

貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務
プロポーザル実施要項

令和8年5月

貝塚市ひと・ふれあいセンター

1. 業務概要

(1) 件名

貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務

(2) 業務の目的及び概要

本市では、令和 9 年 4 月に人権課題の解決と市民全体の交流や福祉の向上に寄与する貝塚市立ひと・ふれあい館を開館する予定である。本業務は、開館に向け、展示コーナーの展示設計及び制作工事の施工を目的とする。

(3) 業務内容

- ・展示計画業務
- ・展示制作業務
- ・その他業務

別紙「貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 10 日まで

(5) 委託上限金額（見積限度額）

金 7,318,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 実施形式

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

3. 前提条件

本プロポーザルは、令和 8 年 6 月補正予算の成立を前提として実施するものである。当該予算が成立しない場合、又は内容に変更があった場合には、以下の対応を行うことがある。

- ・本プロポーザルの中止
- ・業務内容の変更
- ・委託上限額の変更
- ・契約締結の見送り

また、これらの場合において、参加者に生じた損害については、本市は一切の責任を負わない。

4. 契約に関する事項

本プロポーザルにより最優秀提案者を選定した場合であっても、予算の成立が契約締結の条件となる。

予算が成立しない場合には、最優秀提案者と契約を締結しない。

5. 参加資格

本業務の参加資格を有する者は、次の要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 市に入札参加資格審査申請書を提出し、貝塚市入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を得ていること。
- (2) 貝塚市入札参加停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生計画又は再生計画の認可がなされている者を除く。

(5) 貝塚市暴力団排除条例(平成24年貝塚市条例第23号)第10条に基づく措置を受けていないこと。

(6) 国税または地方税(市府民税特別徴収納入金を含む。)を滞納していない者であること。

(7) 直近5か年のうちに、国あるいは地方公共団体が発注した展示施設において、展示設計施工を元請けとして完了した実績が3件以上あること。

2 資格確認後契約締結までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該対象業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は、無効とする。

(1) 第1項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 参加申込書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

6. プロポーザル参加手続き等

本要項、仕様書、様式は本市ひと・ふれあいセンターホームページ

(<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/shiminseikatsu/hureai/index.html>)

からダウンロードして使用し、次の要領により参加手続きをすること。

(1) 提出 令和8年6月5日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

(2) 提出場所 貝塚市ひと・ふれあいセンター (午前9時から午後5時15分まで)

(3) 提出方法 (2)へ持参。(郵送その他は受け付けない。)

(4) 提出書類

① プロポーザル参加申込書(様式1)

② 会社概要書(様式2)

③ 同種業務実績書(様式3)

※契約書等実績を証明できる書類の写しを添付すること。

④ 業務責任者経歴書(様式4)

⑤ 貝塚市公共工事等暴力団排除措置要綱第10条に規定する当該契約相手方が暴力団員等でないことを表明した誓約書(様式5)

⑥ 資格要件にかかる確認書(様式6)

(5) 提案者の選定

第一次審査による提案者の選定は、参加資格要件の全てを満たしたもの(以下「資格者」という。)とする。ただし、資格者が3者以下の場合は、資格者全てを提案者とし、資格者が4者以上の場合は、第一次審査基準(別表1)に基づき提出書類を審査し、3者を提案者として選定する。

また、提案者が1者の場合も、本プロポーザルは有効なものとして取り扱う。

審査結果は、令和8年6月12日(金)付けで、申込者全員に対して、電子メール及び参加資格審査結果通知書(様式7, 様式8)により通知する。

7. 参加手続きに関する質問の受付及び回答

プロポーザル参加手続きに関する質問方法及び回答については下記のとおりとする。なお、参加手続きに関する事項以外については受け付けない。

(1) 受付期間 令和8年5月27日(水)から令和8年5月29日(金)正午まで

- (2) 質問方法 質問書(様式9)にて電子メールにより送付すること。質問書を送付した際には、電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けない。

送付先 E-mail (hitofureai@city.kaizuka.lg.jp)

電話 072-422-7523

- (3) 回答方法 令和8年6月2日(火)にホームページ上にて、質問者の名称等については伏せた上で、すべての質問事項に対する回答を公開する。

本市ひと・ふれあいセンターホームページ

(<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/shiminseikatsu/hureai/index.html>)

8. 辞退届の提出

参加申込をした者が、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届(様式10)を提出すること。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。

9. 企画提案書等の提出

第一次審査を通過した者は、企画提案書等を次の要領により提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年6月30日(火)から令和8年7月7日(火)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

- (2) 提出場所 貝塚市ひと・ふれあいセンター

- (3) 提出方法 (2)へ持参。(郵送その他は受け付けない。)

- (4) 提出書類

- ① 企画提案書(様式11)及び提案事項(任意様式)

- ② 添付図面等

図面(A3判片面印刷)展示計画案(展示の手法やイメージ、配置等)

- ③ 見積書(任意様式)

・見積金額には、消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。

・見積書の正本には、会社名、代表者名を記載の上、代表者印を押印すること。

※見積金額が、市の見積限度額を超える場合は失格となります。

- (5) 作成上の留意点

- ① 企画提案書は「(別表2)第二次審査基準」を基に作成すること。

- ② A4紙ファイルに上記(4)の提出書類を全て綴じて提出すること。

- ③ 提案事項及び添付図面等は、合計10枚以内(表紙と目次は枚数に含まない。)とし、ページ下部中央にページ番号を付すこと。A3判はA4判2枚換算とする。

- ④ 提出書類は、正本1部(紙媒体)と提案者の会社名や提案者が特定できないよう工夫した副本(紙媒体及びCD-R)を提出すること。

- ⑤ A4用紙(縦横どちらでも可能)の片面印刷とし、文字サイズ(各項目のタイトル等を除く)は、原則10.5ポイント以上12ポイント以下とすること。A3用紙はZ折りすること。

※略語や専門用語には、注釈を付けるなど、分かり易くすること。

- (6) 提出部数

原本1部、副本6部のほか、PDF形式ファイルに複製したものをCD-R1枚で提出すること。(数字の若い順にファイル等で1部ごとにファイリングしてください。)

(7) 特記事項

- ① 企画提案書の提出時に追加資料の提出を求めることがある。なお、追加資料の提出期限は本市の指定した日までとする。
- ② 提出された書類は提出期限までは原則改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出期限までに提出すること。
- ③ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。ただし、組織変更等、やむを得ない場合の業務実施体制の変更については可とする。
- ④ 別紙仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載すること。ただし、これに係る経費は、業務委託見積書に含むものとする。

10. 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

(1) 受付期間 令和8年6月17日（水）から令和8年6月23日（火）正午まで

(2) 質問方法 質問書（様式9）にて電子メールにより送付すること。質問書を送付した際には、電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けない。質問がない場合においても、(1)の期間内に質問書にてその旨提出すること。

送付先 E-mail (hitofureai@city.kaizuka.lg.jp)

電話 072-422-7523

(3) 回答方法 令和8年6月29日（月）に、質問者の名称等については伏せた上で、すべての質問事項に対する回答を提案者全員に電子メールで回答する。

11. プレゼンテーションの実施

(1) 日 時 令和8年7月13日（月）（予定） 詳細の日時は、後日通知する。

(2) 場 所 開催場所

貝塚市海塚2丁目28番49号

ひと・ふれあいセンター

(3) 出席者 出席者は、3名以内とし、本業務における業務責任者は、必ず出席すること。

(4) 所要時間

準備	5分以内
提案等の説明	20分以内（時間厳守）
質疑応答	10分程度
片付け	5分以内

(5) 提案順 参加申込書を提出した順番でプレゼンテーションを実施します。

(6) その他 プレゼンテーション説明は企画提案書に記載した内容のとおりとし、使用する資料は企画提案書に記載されているものに限る。（説明資料の追加は認めない。）ただし、質疑応答に関する資料はこの限りでない。

なお、プレゼンテーション予定日に警報等が発表された場合は、日程を延期する可能性がある。その場合の連絡先として、担当者名と電話番号を「企画提案書（様式11）」に表記すること。

12. 受託候補者の選定方法

企画提案書等の審査は、選定委員会において第二次審査基準（別表２）に基づき提案書等の必要書類及びプレゼンテーション等の内容を審査し、第一次審査と第二次審査の評価点合計が最も高い者から順に受託候補者及び次順位候補者を選定する。

評価点合計の最も高い者が同点で２者以上である場合は、選定委員の協議により受託候補者を決定するものとする。

なお、下記の項目に該当する場合は、その候補者を失格とする。

- （１）見積書に記載されている金額が「本要項の１．業務概要（５）委託上限金額」に示す価格を超える場合
- （２）第一次審査と第二次審査（各委員の評価点を合計したものを委員の数で除した点）の評価点の合計が 110 点未満の場合
- （３） 9. 企画提案書等の提出（４）提出書類に記載された提出物が未提出であった場合

13. 結果通知

審査結果は、審査を受けた者全員に対して、プロポーザル審査結果通知書（様式 12、様式 13）により通知する。

14. 審査結果の公表

審査結果については、受託候補者を、令和 8 年 7 月 21 日（火）にひと・ふれあいセンターのホームページ上で公表する。

(<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/shiminseikatsu/hureai/index.html>)

15. 契約の締結

市は、受託候補者として選定された事業者と優先順位順に契約締結に向けて詳細について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行う。また、確定した仕様書に基づき、正式な見積書を提出すること。

受託候補者として決定された日から契約締結の日までの間において、参加資格要件に欠ける事項が生じた場合は、契約を締結しない。

16. その他留意事項

- （１）次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルには参加できない。
 - ① 必要書類を提出期限までに提出しない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 本件に関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- （２）提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- （３）本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。また予算が成立しない場合であっても、これらの費用について本市は一切補償しない。
- （４）提出された書類の返却は行わない。
- （５）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で公開及び二次的な使用は行わない。
- （６）提案者の名称は公開することがある。
- （７）本件の参加において、企業連合といった 2 社（者）以上の事業者で構成される事業体での参加は受付しない。

- (8) 本件に係る情報公開請求があった場合は、貝塚市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。
- (9) パソコン、電源コードについては、提案者で準備・設置すること。ただしプロジェクター、HDMI ケーブル、スクリーン及びホワイトボードは、本市で用意するものとする。
- (10) 参加者が 1 者であった場合は、審査を行ったうえで双方が合意した場合のみ契約を行う。

17. 実施スケジュール

内 容	年 月 日
参加手続きに関する書類の提出期間	令和 8 年 5 月 27 日 (水) ～令和 8 年 6 月 5 日 (金)
参加資格審査結果通知	令和 8 年 6 月 12 日 (金)
企画提案書等提出に関する質問の受付期間	令和 8 年 6 月 17 日 (水) ～令和 8 年 6 月 23 日 (火)
質問の回答	令和 8 年 6 月 29 日 (月)
企画提案書類の提出期間	令和 8 年 6 月 30 日 (火) ～令和 8 年 7 月 7 日 (火)
選定委員会開催(プレゼンテーション)	令和 8 年 7 月 13 日 (月)
結果通知	令和 8 年 7 月 21 日 (火)

※応募状況により日程が変更になることがあります。その場合は改めて通知します。

18. 問合せ先 (事務局)

貝塚市市民生活部ひと・ふれあいセンター【担当：佃・濱塚】

〒597-0083 貝塚市海塚 2 丁目 2 8 番 4 9 号

T E L : 072-422-7523 (直通)

F A X : 072-433-4604

E-mail : hitofureai@city.kaizuka.lg.jp

(別表 1)

第一次審査基準

評価対象	評価項目	配点	判断基準	加点
実績 10点	業務実績	10	・過去5年（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）の、国あるいは地方公共団体が発注した展示施設において、展示設計施工を元請けとして完了した業務実績数について下記計算式により評価する。 $A = \text{配点} \times \text{当該業務実績} / \text{全申込者中最多業務実績数}$（小数点第1位を四捨五入）	A
予定業務責任者等の経験 10点	予定業務責任者の実績件数	10	・過去5年（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）の間、当該予定業務責任者が、同種業務の行う責任者として業務完了した実績件数について、下記計算式により評価する。 $B = \text{配点} \times \text{当該予定業務責任者業務完了実績件数} / \text{全予定業務責任者中最多責任者業務完了実績件数}$（小数点第1位を四捨五入）	B
計		20		

(別表2)
第二次審査基準

評価対象	評価項目	配点	判断基準	加点
企画提案 80点	業務目的及び業務内容の理解度	20	・業務目的、内容を十分に理解し、目的内容に沿った基本的な考え方が提案されているか。	※
	全体の配置・機能	30	・展示コーナーのレイアウト、ゾーニングが的確であるか。 ・バリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮があるか。	※
	展示手法・情報化	30	・幅広い年齢層に対応し、団体見学にも対応できる展示となっているか。 ・回遊性の展示になっているか。 ・オリジナリティのある独自の提案となっているか。	※
実施体制 30点	業務遂行能力	30	・業務の実施方針及び実施フローが適切であり、必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高いものであるか。 ・事業全体のスケジュール管理が明確であり、目標達成に向け妥当であるか。	※
プレゼンテーション 50点	専門技術力	20	・提案説明が簡潔で明確であり、専門的な知識・経験を有するとうかがえるか。	※
	取組姿勢	20	・提案内容が分かりやすく説明されているか。 ・出来るだけわかりやすい用語を使う等の配慮があるか。 ・図を用いる等、イメージしやすいよう配慮があるか。	
	コミュニケーション力	10	・質問に対する回答が迅速であるか。 ・質問に対する回答が分かりやすいか。	
業務委託 見積額 20点	見積価格	20	・見積価格について下記計算式により加点する。 $C = \text{配点} \times \text{全提案者中最低見積価格} / \text{当該提案者見積価格}$ (小数点第1位を四捨五入)	C
計		180		

※5段階評価による加点は、配点の100%、80%、60%、40%、20%とする

企画提案については、的確性、独創性、積極性を踏まえ評価する。

- ・的確性…本業務の目的や課題に適切に対応しており、仕様書に沿った具体的かつ根拠ある方法で提案されているか。
- ・独創性…斬新で独自のアイデアがあり、全体のコンセプトやレイアウト、展示手法において一貫性を持った総合的なプロデュースが提案されているか。
- ・積極性…仕様書等に記載がない事項で、本業務に有益な提案であるか。

(様式1)

令和 年 月 日

貝 塚 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

プロポーザル参加申込書

貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務プロポーザル実施要項に基づき、募集提案に参加したいので、別紙書類を添えて申込します。

連 絡 先

(担 当 者 名)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(E - m a i l)

(様式2)

会 社 概 要 書

1 本社本店

所 在 地	〒		
フ リ ガ ナ			
商 号 又 は 名 称			
フ リ ガ ナ			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
業 務 内 容			
電 話 番 号		F A X 番 号	

2 業務実施支社、支店、営業所

※本社・本店が業務実施の場合は、所在地欄にのみ「全て同上」と記載

所 在 地	〒		
フ リ ガ ナ			
商 号 又 は 名 称			
フ リ ガ ナ			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
業 務 内 容			
電 話 番 号		F A X 番 号	

3 設立年月日

年 月 日

4 資本金

千円

5 従業員数

区 分	正 規	そ の 他	合 計
全従業員数（内、技術職員数）	人 (人)	人 (人)	人 (人)
業務実施支社、支店、営業所（内、技術職員数） ※本社・本店が業務実施の場合は、本社本店の従業員数	人 (人)	人 (人)	人 (人)

6 その他（会社概要特記事項）

※上記の欄に記入の上、パンフレット等の会社概要がわかるものがあれば添付してください。

※令和8年（2026年）4月時点のものを記載してください。

(様式3)

同種業務実績書 (過去5年間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間)

番号	履行期間	発注者名	業務名称	契約金額 (単位: 千円)	※業務内容等を記入
1					
2					
3					
4					
5					

※契約書や仕様書等、実績を証明できる書類の写しを添付すること。

※業務実績書は第一次審査の判断基準に使用します。様式を適宜コピーし全ての実績を記入してください。

(様式 4)

業務責任者経歴書

※令和 8 年 4 月 1 日時点での内容を記入してください。

氏名		年齢	歳	役職		経験 年数	年
----	--	----	---	----	--	----------	---

① 保有資格（名称、部門、取得年月日）

--

② 同様の業務の責任者としての担当実績（令和 3 年度以降）

年度	発注者	業務名	業務内容	契約金額 (税込)

※②担当実績は第一次審査の判断基準に使用します。様式を適宜コピーし全ての実績を記入してください。

(様式5)

誓 約 書

私は、貝塚市が貝塚市暴力団排除条例に基づき、公共工事等により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

一 私は、貝塚市の本件業務を受注するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は貝塚市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しません。

二 私は、本誓約書一の暴力団員等の該当の有無を確認するため、貝塚市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

三 私は、本誓約書及び役員名簿等が貝塚市から大阪府貝塚警察署に提供されることに同意します。

四 私が本誓約書一の暴力団員等に該当する事業者であると、貝塚市が大阪府貝塚警察署長から通報を受け、又は貝塚市の調査により判明した場合は、貝塚市が貝塚市暴力団排除条例及び貝塚市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、貝塚市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

貝塚市長 様

令和 年 月 日

(所在地)

(事業者名)

(代表者)

⑩

(契約書に押印する印鑑と同一印)

(代表者の生年月日) _____ 年 月 日

(様式6)

令和 年 月 日

住所

称号または名称

代表者職・氏名

印

資格要件にかかる確認書

下記に掲げる条件をすべて満たしていることに相違ありません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 貝塚市内の本店、支店、営業所等で入札参加する場合は、貝塚市税を滞納していないこと。
- (4) 営業を行うにつき法令等の規定により、官公庁の許可または認可・登録等を必要とする業種にあつては、当該許可・認可・登録等を受けていること。
- (5) 会社更生法または民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立てまたは再生手続き開始の申立てがなされていないこと（更生計画または再生計画の認可がなされている場合を除く）。

(様式7) ※資格審査通過者用

貝 ひ セ 第 号
令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者名) 様

貝塚市長 牛 尾 治 朗

参加資格審査結果通知書

貴社から提出された応募書類等を貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務プロポーザル実施要項に基づき総合的な評価により審査した結果、第一次選考を通過した旨を通知いたします。

つきましては、貴社の企画提案書等を下記日時までに、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 事業名 貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務
- 2 日 時 令和8年7月7日(火) 午後5時まで
- 3 提出場所 貝塚市ひと・ふれあいセンター
- 4 その他 提出方法は持参のみ、郵送その他は受付できません。
- 5 問合せ先 貝塚市市民生活部ひと・ふれあいセンター

(様式8) ※資格審査落選者用

貝 ひ セ 第 号
令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者名) 様

貝塚市長 牛 尾 治 朗

参加資格審査結果通知書

貴社から提出された応募書類等を貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務プロポーザル実施要項に基づき総合的な評価により審査した結果、残念ながら本プロポーザルの第二次審査参加者として選定するに至らなかった旨通知致します。

本業務の参加手続き等について多くの時間と労力を費やされたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

なお、下記期間中は、選定に至らなかった理由について説明を求めることができます。

記

- 1 事業名 貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務
- 2 問合せ期間 令和8年6月12日(金) ～ 令和8年6月16日(火)
※ひと・ふれあいセンター開館時間(午前9時から午後5時15分)に限ります。
- 3 問合せ先 貝塚市市民生活部ひと・ふれあいセンター

(様式 9)

令和 年 月 日

貝塚市長 牛 尾 治 朗 様

所在地

商号又は名称

代 表 者

(担 当)

(電話番号)

質 問 書

業務の名称 貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務

質問の項目 (参加申込に関する質問 ・ 企画提案書等に関する質問)

上記案件について、下記のとおり質問致しますので、回答をお願い致します。

質問事項欄

2 ページ以上にまたがる場合は、同書式にてページを適宜追加すること。

※企画提案書等に関する質問事項がない場合、質問事項欄に「質問なし」と記入して提出ください。

(様式 10)

令和 年 月 日

貝塚市長 牛 尾 治 朗 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

⑩

辞 退 届

貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務の公募型プロポーザルに参加を申し込みましたが、次の理由により辞退いたします。

辞退理由

(様式 11)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

貝塚市長 牛 尾 治 朗 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

次のとおり企画提案書を提出します。

業務名：貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務

記

1 提出書類（※様式の記入欄が不足するときは、行等を追加してください。）

- ① 企画提案書（表紙）（様式 11）及び提案事項（任意様式）
- ② 添付図面等
- ③ 見積書（任意様式）
- ④ 定款、寄附行為その他事業目的、組織、業務の執行を示す書類

2 提出部数

原本 1 部、副本 6 部のほか、PDF に複製したものを CD-R 1 枚
（数字の若い順にファイル等で 1 部ごとにファイリングしてください。）

担当者連絡先

所属部署	
氏 名	
電話番号	
F A X 番号	
E メールアドレス	

(様式 12) ※受託候補者用

貝 ひ セ 第 号
令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者名) 様

貝塚市長 牛 尾 治 朗

プロポーザル審査結果通知書

企画提案書を提出していただきました企画提案につきまして、下記のとおり貴社の提案書が最適であると判断したため、受託候補者と決定いたします。

なお、契約に向けての手續につきまして、別途ご連絡いたします。

記

- 1 事 業 名 貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務
- 2 評価点(合計)
- 3 評価点(内訳) 別紙記載
- 4 そ の 他 ※必要な連絡事項を記載
- 5 問 合 せ 先 貝塚市市民生活部ひと・ふれあいセンター

(様式 13) ※非選定者用

貝 ひ セ 第 号
令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者名) 様

貝塚市長 牛 尾 治 朗

プロポーザル審査結果通知書

企画提案書を提出していただきました標題の件につきまして、下記の理由により、受託候補者に至らなかった旨通知いたします。

なお、貴社は次の順位に優位であると判断されたため、次点となりました。(次順位者の場合)

記

貴社の提案書について、評価の着目点のうち、〇〇〇〇〇において他社が優位であると判断いたしました。

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 事 業 名 | 貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務 |
| 2 | 評価点(合計) | |
| 3 | 評価点(内訳) | 別紙記載 |
| 4 | そ の 他 | ※必要な連絡事項を記載 |
| 5 | 問 合 せ 先 | 貝塚市市民生活部ひと・ふれあいセンター |